

《特別企画》最新コンプライアンス対策セミナー

— 相続法改正、改正「マネロン・テロ資金供与ガイドライン」、
犯収法規則改正のポイントと実務対応上の留意点

日 時

2019年 3月25日 (月)

13:00~16:00 (受付開始12:30)

会 場

法政大学 新一口坂校舎 (東京都千代田区九段北3-3-9)

<http://www.im.i.hosei.ac.jp/contact/access/>

市ヶ谷駅 (JR、有楽町線、南北線、都営新宿線) 徒歩10分

飯田橋駅 (JR、東西線、有楽町線、南北線、都営大江戸線) 徒歩10分

九段下駅 (東西線、半蔵門線、都営新宿線) 徒歩15分

概 要

本年2月13日、金融庁より「マネロン・テロ資金供与ガイドライン」の改正案が公表され、非営利団体に関する記載が新設され、リスク評価に課する必須項目が追加されるなど、内容が厳格化されました。

また、昨年7月に公表された改正犯収法施行規則により転送不要郵便を利用する非対面取引の本人特定事項の確認方法が厳格化され、2020年4月以降、これを利用する広範な業務・事務の見直しが必要になります。

さらに、来年1月以降に順次施行されている相続法改正では、金融機関の事務等の見直しが必要ですが、見落としがちな点も少なくありません。

本セミナーでは、最新法令の内容等を踏まえ、金融機関の業務・事務の見直しの着眼点、法務・コンプライアンス上の留意点を分かりやすく解説します。

参加対象

金融機関の法務・コンプライアンス部門、内部監査部門、事務・システム部門の
管理者・担当者、役員、監査役を主な対象とします。

参加費用

会員/賛助登録して頂いた方は、初めて受講する研修セミナーの参加費用を無料とします。

会員 年会費/年賛助金 10,000円 参加費用 初回無料、2回目以降 5,000円

非会員 参加費用 毎回 10,000円

プログラム

1. 「マネロン・テロ資金供与ガイドライン」の改正・改正犯収法規則の法務・
コンプライアンス・事務の見直し上の留意点

- (1) 「マネロン・テロ資金供与ガイドライン」の改正案のポイント
- (2) 上記ガイドラインの改正案を踏まえた実務対応上の留意点
- (3) 非対面の個人取引の確認方法の厳格化のポイント
- (4) 法人の本人特定事項の新しい確認方法を採用する場合の注意点
- (5) 銀行・保険会社の業務・事務への影響と実務対応上の留意点

2. 相続法改正に係る法務・コンプライアンス・事務の見直し上の留意点

- (1) 改正法のポイント
 - ①自筆証書遺言/②預金仮払制度/③遺言執行者対応など
- (2) 銀行の窓口業務等・保険会社の保全業務への影響と実務対応上の留意点

講師 浅井国際法律事務所 弁護士 浅井 弘章 氏

受講証明

CIA、CFSA、CCSA、CFE等に係るCPE申請のための受講証明を発行します(3CPE)

申し込み

協会ホームページよりお申し込みください。 https://ifra.jp/seminar_info/index.html